

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年2月4日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第1号

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(出先機関の設置)			(出先機関の設置)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
名称	位置	(略)	名称	位置	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊取水道 センター	泉南郡熊取町 <u>紺屋 二丁目</u>	(略)	熊取水道 センター	泉南郡熊取町 <u>希望 が丘二丁目</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)			3 (略)		

附 則

この規程は、令和4年2月21日から施行する。